

鴨川市産業振興促進計画

令和2年2月25日作成

千葉県鴨川市

目次

1. 総論.....	1
2. 計画の区域.....	3
3. 計画の期間.....	3
4. 計画区域の産業の現状及び課題.....	3
5. 計画区域において振興すべき業種.....	4
6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携.....	4
7. 計画の目標.....	7
8. 計画評価・検証の仕組み.....	7
9. 参考データ等.....	8

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

本市は、千葉県・房総半島南東部、太平洋側に位置し、首都東京都まで約 70 k m、県庁所在地の千葉市まで約 55 k m の距離にある。東は勝浦市、西は南房総市及び鋸南町に、北は大多喜町、君津市及び富津市にそれぞれ接している。

市の面積は 191.14 k m² であり、千葉県全体 (5,157.64 k m²) の約 3.7% を占める。

清澄山系、嶺岡山系及び上総丘陵の山間地及び丘陵地が大部分を占め、平坦地は比較的少なく、これらの山間丘陵地に挟まれるように長狭平野が広がり、市街地は海岸部を走る国道 128 号と JR 外房線・内房線沿いの平地を中心に形成されている。

本市の基幹産業である観光業は、本市ならではの地域資源に加えて、全国的な集客力を誇る観光施設を有するなど、多彩で魅力ある観光・交流資源に恵まれることから、特色ある観光・リゾート地が形成されており、本市の経済を支えている。

また、観光・リゾートと並ぶ基幹的産業として、長狭米としてブランド化の進む稲作、酪農、花き栽培を中心とする農業や、県下有数の漁獲量を誇る、黒潮が運ぶ豊富な海洋資源を活かした水産業が営まれており、古くから首都圏の生鮮食料供給地として大きな役割を果たしている。

このような状況の中で、本市の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要である。そのためには、ICT も積極的に活用しつつ、豊かな地域資源を活かし、基幹産業である観光業をはじめ、農林水産業、製造業、食品関連産業の更なる振興を図ることが重要である。

このため、平成 27 年に本市の産業振興に関する基本方針に則り、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成 27 年度施行の改正半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を策定するものである。

(2) 前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本市が平成 27 年に策定した鴨川市産業振興促進計画（平成 27 年度～平成 31 年度、以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取組】

〈鴨川市〉

- ・租税特別措置の活用の促進
- ・農商工連携の促進
- ・企業誘致に係る優遇措置の充実 等

〈千葉県〉

- ・租税特別措置の活用の促進
- ・企業立地の促進

- ・起業の促進 等
- 〈関係団体等〉
- 農林水産業分野
 - ・生産販売拡大の支援
 - ・ブランド化の推進 等
- 商工観光分野
 - ・物産の販路拡大の促進
 - ・観光プロモーションの推進 等

【目標】

業種	計画期間内における新規設備投資件数（件）	計画期間内における新規雇用者数（人）
製造業	10	52
旅館業	4	47
農林水産物等販売業	1	10
情報サービス業等	1	5

イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、次のような達成状況となった。

【達成状況】

業種	計画期間内における新規設備投資件数（件）	計画期間内における新規雇用者数（人）
製造業	2	3
旅館業	0	0
農林水産物等販売業	0	0
情報サービス業等	0	0

※新規設備投資件数は半島税制優遇措置を受けた件数、新規雇用者数は半島税制優遇措置を受けた設備投資に伴い創出された人数。

【成果及び課題】

- ・地域資源の活用が図られておらず、企業の投資意欲を高めることができなかったため、目標値が未達成であった。
- ・税制の周知が不足し、地域事業者の設備投資及び新規雇用者数の増加に結びつかなかった。
- ・農林水産業、商工業及び観光業においては、小規模事業所が多く、設備投資及び新規雇用者数の増加に結びつかなかったため、これまで以上に一体的推進に向けた連携の強化が

必要となってくる。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本市は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興の促進及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (i) 地域資源を活用した商品価値向上につながる地域ブランドの育成
- (ii) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- (iii) 農水商工観光の一体的推進に向けた連携の強化

2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された、南房総地域内における鴨川市内全域とする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおり。

(1) 商工業（製造業を含む）

製造業の現状は、製造品出荷額等こそほぼ横ばいと言えるものの、立地する事業所数及び従業者数は漸減の傾向にあり、新規企業の誘致も期待通りには進展していない。

このような状況を踏まえて、既存企業による新事業の創出や生産技術の向上、新事業・新分野への進出による事業規模の維持・拡大が円滑に行われるよう、税制優遇措置等の活用による企業投資への支援を行う必要がある。また、併せて新規企業の立地を促進するため、立地奨励金等の優遇措置の充実についても検討が必要である。

(2) 観光（旅館業を含む）

観光の現状は、観光入込客数及び宿泊者数ともに、観光スタイルの多様化等に伴って例年減少の傾向となっており、旅館・ホテル・簡易宿泊所の数も減少傾向にある。

今後、宿泊型観光に関しては、集客を図るための観光プロモーション等のみならず、第1次産業との連携による体験・滞在型観光の推進など、地域独自の魅力を活かしつつも既存の価値観に捉われない新たな魅力の創出と提案が求められる。また、市内での滞在時間を長くし、観光消費額増による地域経済の活性化を実現するために、受け入れ体制の強化に取り組む必要がある。

(3) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農林水産業の現状は、農業従事者数及び漁業就業者数ともに、担い手不足の影響もあり暫減となっている。

農林水産業については、地域独自の魅力の発信という機能に加えて、地元の担い手の所得確保という観点からも地域にとって欠かすことができないものである。このため、地元産品に関するマーケティング・ブランド力の強化や担い手確保対策、農商工連携及び6次産業化の促進による新商品の開発等を通して、地域の魅力のひとつである販売商品のより一層の充実を図り、これを当該業種における経営体力の強化に繋げていく必要がある。

また、担い手不足を解消するために、後継者の確保及び育成の強化に取り組む必要がある。

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

情報通信業の現状は、立地実績のみならず、1事業所当たりの従業者数も非常に少ない状況にある。

今後は、企業参入の呼び水となる施策を展開し、市内の新たな産業進出の促進が必要である。

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本市の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

(1) 商工業（製造業を含む）

取組事業	説明
中小企業の経営支援	市内中小企業に向けた融資・補助制度を実施し、経営の安定化を図る。
創業支援	創業相談窓口の設置、相談会を行い、経営者の育成を図る。

実施主体	主な役割
市	市の融資・補助制度の実施 起業相談窓口の設置
県	企業立地の促進 起業の促進
商工会	市の融資・補助制度の斡旋 起業相談会の実施

(2) 観光（旅館業を含む）

取組事業	説明
観光基盤の形成	魅力的な観光地の基盤づくりと受け入れ体制の強化を図る。
観光イベントの実施	イベント活動の充実と魅力の向上を図る
観光プロモーションの推進	観光プロモーション力の強化を図る。

実施主体	主な役割
市	観光地の基盤づくり、受け入れ体制の強化 観光イベントの実施 観光プロモーションの推進
観光協会	観光地の基盤づくり、受け入れ体制の強化 観光イベントの実施 観光プロモーションの推進

(3) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業	説明
流通基盤の整備事業	衛生管理の強化など、付加価値向上を目的とした施設整備を行う。
販路拡大事業	地元産品の都市圏への販促活動を行いブランド化を推進することにより付加価値向上を図る。
加工品開発事業	新たな加工品開発を支援し、事業者の収入の安定化を図る。

実施主体	主な役割
市	流通基盤整備事業の実施 販路拡大事業の実施 加工品開発の支援
県	流通基盤整備事業の実施 販路拡大事業の実施
農業協同組合	流通基盤整備事業の支援 販路拡大事業の支援
漁業協同組合	流通基盤整備事業の支援 販路拡大事業の支援

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説明
企業立地促進事業	企業立地等に向けた補助制度を実施し、企業の誘致促進を図る。

実施主体	主な役割
市	企業立地、雇用創出に関する補助事業の実施
商工会	企業立地の斡旋

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	市内外問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

実施主体	主な役割
市	租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 事業者向け説明会・相談会の実施 ウェブ媒体、情報媒体による情報発信
県	地方税（県税）の不均一課税の実施 税務部署窓口にて、半島振興に関する周知資料提供 ウェブ媒体による情報発信
商工会	市と連携した制度説明会の実施 会員への制度の斡旋 起業相談会での制度周知
税理士会（館山支部）	会員向け研修会の開催

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標（令和2年度～令和6年度）

業種	計画期間内における新規設備投資件数（件）
製造業	7
旅館業	1
農林水産物等販売業	1
情報サービス業等	1
計	10

(2) 雇用・人口に関する目標（令和2年度～令和6年度）

業種	計画期間内における新規雇用者数（人）
製造業	10
旅館業	10
農林水産物等販売業	5
情報サービス業等	5
計	30

移住者数（人）	20
社会増減率	1.0 未満

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

①ウェブ媒体等による情報発信	市のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを新たに作成及び掲載する。広報誌において1回程度確定申告時期に合わせて情報発信を実施する。
②事業者への直接周知	税務及び企業誘致の部署窓口にて半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して制度説明及びチラシを提供する。
③説明会の実施	市商工会の定例会時に税制の説明を年に1回実施する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

【人口】

区分	平成 7 年	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
			増減数		増減数		増減数		増減数
総数(人)	39,283	37,653	△ 1,630	36,475	△ 1,178	35,766	△ 709	33,932	△ 1,834
0 歳～14 歳(人)	5,677	4,738	△ 939	4,183	△ 555	3,929	△ 254	3,524	△ 405
15 歳～64 歳(人)	24,299	22,652	△ 1,647	21,201	△ 1,451	20,221	△ 980	17,985	△ 2,236
65 歳以上(人) (a)	9,298	10,263	965	11,022	759	11,567	545	12,295	728
(a)／総数 高齢者比率(%)	24	27	—	30	—	32	—	36	—

資料：国勢調査

※総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分後との合計数とは一致しない場合がある。

【人口動態】

(単位：人)

区分		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
自然動態	出生(a)	188	204	190	194	191
	死亡(b)	542	566	504	548	550
	小計(c)=(a)-(b)	△ 354	△ 362	△ 314	△ 354	△ 359
社会動態	転入(d)	1,245	1,264	1,235	1,322	1,277
	転出(e)	1,322	1,330	1,389	1,395	1,402
	小計(f)=(d)-(e)	△ 77	△ 66	△ 154	△ 73	△ 125
合計(c)+(f)		△ 431	△ 428	△ 468	△ 427	△ 484

資料：住民基本台帳

【産業別事業所数】

(単位：件)

区分	平成 21 年	平成 26 年	増減数
第 1 次産業	18	15	△ 3
第 2 次産業	344	314	△ 30
第 3 次産業	1,915	1,729	△ 186
総数	2,277	2,058	△ 219

資料：経済センサス(基礎調査)

【産業別従業者数】

(単位：人)

区分	平成 21 年	平成 26 年	増減数
第 1 次産業	180	132	△ 48
第 2 次産業	2, 328	1, 821	△ 507
第 3 次産業	15, 956	15, 283	△ 673
総数	18, 464	17, 236	△ 1, 228

資料：経済センサス(基礎調査)

【製造業事業所数、従業員数、製造品出荷額等】

区分	平成 25 年	平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年	
			増減数		増減数		増減数		増減数
事業所数(件)	55	53	△ 2	45	△ 8	45	0	39	△ 6
従業員数(人)	901	854	△ 47	735	△ 119	731	△ 4	671	△ 60
製造品出荷額等 (億円)	172	167	△ 5	160	△ 7	143	△ 17	162	19

資料：工業統計調査

【観光入込客数、宿泊者数】

(単位：千人)

区分	平成 25 年	平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年	
			増減数		増減数		増減数		増減数
入込客数	3, 257	2, 951	△ 306	2, 978	27	2, 854	△ 124	2, 786	△ 68
宿泊者数	836	831	△ 5	857	26	810	△ 47	775	△ 35

資料：鴨川市商工観光課

【旅館・ホテル・簡易宿泊所数】

(単位：件)

区分	平成 25 年	平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年	
			増減数		増減数		増減数		増減数
旅館・ホテル・ 簡易宿泊所数	153	149	△ 4	143	△ 6	138	△ 5	131	△ 7

資料：千葉県安房健康福祉センター

【農家数】

(単位：戸)

区分	平成 7 年	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
			増減数		増減数		増減数		増減数
総数	2,708	2,278	△ 430	1,922	△ 356	1,676	△ 246	1,387	△ 289
販売農家数	2,403	1,867	△ 536	1,463	△ 404	1,218	△ 245	965	△ 253
自給の農家数	305	411	106	459	48	458	△ 1	422	△ 36

資料：農林業センサス、農業基本調査

【農業就業者数】

(単位：人)

区分	平成 7 年	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
			増減数		増減数		増減数		増減数
農業就業者数	2,481	2,182	△ 299	1,930	△ 252	1,280	△ 650	1,290	10

資料：国勢調査

【漁業就業者数】

(単位：人)

区分	平成 7 年	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
			増減数		増減数		増減数		増減数
漁業就業者数	857	764	△ 93	679	△ 85	570	△ 109	499	△ 71

資料：国勢調査

【水産物陸揚額】

(単位：百万円)

区分	平成 25 年	平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年	
			増減数		増減数		増減数		増減数
水産物陸揚額	3,309	4,475	1,166	3,312	△ 1,163	3,250	△ 62	2,817	△ 433

資料：鴨川市農林水産課

【情報通信業】

区分	平成 21 年	平成 24 年		平成 26 年		平成 28 年	
			増減数		増減数		増減数
事業所数(件)	12	9	△ 3	8	△ 1	4	△ 4
従業員数(人)	52	43	△ 9	21	△ 22	12	△ 9

資料：経済センサス(基礎調査、活動調査)